






マイナンバー(個人番号)カードをご利用ください

【担当課】 戸籍住民課

マイナンバー(個人番号)カードは、マイナンバーや住所、氏名、生年月日、性別などが記載された公的な身分証明書として利用できる顔写真付きのICカードです。ぜひ、便利なマイナンバー(個人番号)カードを申請してください。

	様式	交付手数料	特徴	カードの有効期間
カードの特徴	(表面)  (裏面)  (個人番号)カード 顔写真	無料(再交付時は800円。電子証明書を含む場合は千円)	▶公的な身分証明書になる他、行政機関の窓口などで個人番号の提供を求められたときに利用可能(社会保障・税・災害対策など)。 ▶コンビニエンスストア(セブン・イレブン、ローソン、サークルKサンクス、ファミリーマート、コミュニティ・ストア、ミニストップ(12月22日から))での証明書自動交付サービスで住民票の写しや印鑑登録証明書などが取得可能。 ※マルチコピー機設置店舗に限る。 ▶e-TAXでの確定申告などの電子申請に利用可能。	発行日から申請者の10回目の誕生日まで(20歳未満の方は5回目の誕生日まで)。電子証明書(署名用・利用者証明用)は発行日から5回目の誕生日まで。
	簡易書留郵便で住民票の世帯単位で送られています。 ▶個人番号を表面に記載 ▶写真なし 	再交付時は500円	▶身分証明書としての利用は不可。 ▶行政機関の窓口などで個人番号の提供を求められたときに利用可能(別途、本人確認書類として、運転免許証、パスポート、健康保険証などが必要)。 ▶電子証明書の発行は不可。	なし

マイナンバー(個人番号)カードに関するQ & A

- Q マイナンバー(個人番号)カードの記載事項に変更があったときは、どうすれば良いですか?
- A 引っ越しや結婚などで住所や氏名が変更になった場合は、カードの記載事項の変更が必要です。住所変更などの届出の際に、マイナンバー(個人番号)カードを戸籍住民課または区民事務所にお持ちください。変更の際は、事前に登録した暗証番号が必要です。詳しくは、葛飾区個人番号カードインフォメーションセンターへお問い合わせください。
- Q 通知カードを紛失してしまったのですが、どうすれば良いですか?
- A 通知カードを紛失された場合は、警察に遺失物届を提出してください。また、マイナンバー(個人番号)カードの申請(初回無料)または通知カードの再交付申請(有料)をしてください。それぞれカードができるまでのおおむね1カ月ほどかかります。
- Q 葛飾区にマイナンバー(個人番号)カードを申請し、受け取り前に葛飾区外に転出した場合、どのように受け取れば良いですか?
- A マイナンバー(個人番号)カード申請中に葛飾区外に転出された場合、葛飾区での受け取りはできません。転出先の区市町村で、再申請についてご相談ください。



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

マイナンバー(個人番号)カードの申請方法

マイナンバー(個人番号)カードの利用を希望される方は、通知カードと同封されている「個人番号カード交付申請書」に必要事項を記入して、同封の返信用封筒で申請してください(マイナンバー総合サイトからも申請できます)。

「個人番号カード交付申請書」を紛失された方、住所変更や氏名変更などにより「個人番号カード交付申請書」の記載事項が変更になっている方は、戸籍住民課(区役所2階217番)または区民事務所で申請書をお受け取りの上、申請してください。なお、その際にパソコンまたはスマートフォンで申請される方や、申請に必要な個人番号が分からない方は、専用の申請書をお渡します。本人確認書類(運転免許証など)をお持ちの上、ご本人が窓口にお越しください。

詳しくは、マイナンバーカード総合サイト (<https://www.kojinbango-card.go.jp/>) をご覧になるか、葛飾区個人番号カードインフォメーションセンター(☎0570-66-6754)にお問い合わせください。

- マイナンバー(個人番号)カードの交付準備ができた方には、順次受け取りの案内(個人番号カード交付通知書)を送付しています。申請から1カ月半程度で受け取りの案内を送付できる見込みです(11月末時点)。お手元に届きましたら、同封の「個人番号カード交付のお知らせ(予約案内)」をご覧ください。交付の手続きをしてください。受取期限を過ぎますと交付できませんのでご注意ください。
- 既にマイナンバー(個人番号)カードの申請をされている方で、申請からおおむね2カ月以上経過しても「個人番号カード交付通知書」が届いていないという方は、宛先不明などといった理由で区役所に返戻されている可能性があります。その場合は、戸籍住民課(☎5654-8192)までお問い合わせください。

住民基本台帳カードの更新はできません

マイナンバー(個人番号)カードの導入に伴い、住民基本台帳カードの新規発行や更新は終了しています。有効期限の切れた住民基本台帳カードは、身分証明書としての利用や、コンビニエンスストアでの証明書自動交付サービスなどの利用ができなくなります。住民基本台帳カードの有効期限が切れた方や、有効期限が近づいている方は、マイナンバー(個人番号)カードを申請いただき、同様のサービスをご利用ください。



▲住民基本台帳カード

確定申告を行う方へ

住民基本台帳カードでの電子証明書の発行・更新はできません

マイナンバー(個人番号)カードの交付開始に伴う公的個人認証制度の改正のため、有効期限内の住民基本台帳カードでも、電子証明書の発行・更新はできません。引き続き、電子証明書の利用を希望する方は、マイナンバー(個人番号)カードの申請をしてください。なお、申請時期により、マイナンバー(個人番号)カードのお渡しが確定申告の時期に間に合わない可能性があるので、お早めに申請してください。

【問い合わせ】 葛飾区個人番号カードインフォメーションセンター

☎0570-66-6754

(ナビダイヤル※通話料金が掛かります。)

午前8時～午後8時

(12月29日(木)～平成29年1月3日(火)を除く)

